平成２７年（フ）第２４６号
埼玉県吉川市平沼１丁目６番地10　ツインハウス吉川203
破産者　遠藤　　昇
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
埼玉県越谷市平方南町10番地25
破産者　大濱　広樹
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
埼玉県八潮市緑町４丁目24番地28　アドバンス川上203
破産者　斉藤　泰恵（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市深田台60番地
破産者　大東　　忍
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１３８号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目59番地　追浜ハイム４－509
破産者　秋澤　信吾
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８４号
兵庫県姫路市打越1311番地１、従前の住所兵庫県姫路市御立西５丁目15番12号
破産者　中嶋建設こと　中嶋　竜市
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０６号
兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館305号
破産者　大和　秀樹
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１３号
福岡市博多区住吉２丁目15番10―617号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南６丁目16番７－805号
破産者　井上　博之
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０５１号
福岡県宗像市自由ヶ丘西町14番地10　シャレーフロレスタ101号
破産者　和久山隆司
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１４号
大分市横田１丁目12番２Ａ１－204号
破産者　桐山　明久
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
福島県郡山市麓山１丁目３番１号　202号、破産手続開始決定時の住所福島県白河市古高山８番地16　ヴィラハイツ101号
破産者　西浦　慶一
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１７２７号
神奈川県鎌倉市手広２丁目４番25号、開始決定上の住所神奈川県鎌倉市笛田３丁目18番１－508号
破産者　小林　勝久
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
横浜市旭区中希望が丘126　アートプラザＭＫ103、開始決定時の住所横浜市旭区善部町３番地２　ロイヤルヒルズ南万騎が原702
破産者　佐藤　石根
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４１号
横浜市港北区綱島台14番22号　コンシェルジュ綱島台202
破産者　松下　　幹
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９０号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目１番地４　グランメールソシアＣ　103
破産者　田村　彩加（旧姓松永・野崎）
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９６号
横浜市都筑区南山田町4582番地１
破産者　小野　義和
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１０号
横浜市磯子区杉田３丁目29番29号　レオパレス杉田第２－203号
破産者　山本　國夫
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３２２号
横浜市港北区大倉山７丁目21番７－417号
破産者　辻本　　政
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部